

認知症高齢者グループホーム等における非常災害対策に係る基準の見直しについて(参考資料)

報道関係者各位

平成22年6月10日

照会先

老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

室長 千葉 登志雄

室長補佐 田仲 教泰

TEL : 03-5253-1111 (内線 3868、3869)

夜間直通 : 03-3595-2168

FAX : 03-3595-3670

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する  
緊急調査結果及び対処方針について

第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」における協議を踏まえ、厚生労働省が実施した標記調査について、この度その結果と対処方針を取りまとめましたので、以下のとおり公表いたします。

## 1. 調査結果について（概要）

- 1 本調査は、事業所の申告によるもの。
  - ・調査基準日：平成22年3月18日
  - ・調査回収事業所数：9,952事業所
- 2 各調査項目において無回答や無効回答があるため、それぞれの調査事項の合計は調査回収事業所数と一致しない。

### (1) 消防用設備の状況について(①スプリンクラー、②自動火災報知設備、③消防機関へ通報する火災報知設備)

#### ① スプリンクラー設備の設置状況及び設置に要した費用

スプリンクラーの設置状況については、認知症高齢者グループホーム(以下GH)全体の60.5%が未設置となっている。消防法施行令においては、原則として床面積275㎡以上のGHについて、スプリンクラーの設置が義務づけられている(※)。床面積別のスプリンクラーの設置状況を見ると、275㎡以上のGHでは52.2%が、275㎡未満では、93.3%が未設置となっている(設置の状況については消防庁調べ)。

また、設置に要した費用(1㎡あたりの単価)については、9,000円未満が44.4%、9,000円以上～10,000円未満が20.0%となっている。(※平成23年度末まで経過措置期間有り)

#### ・設置の有無【消防庁調べ】

	設置合計		設置義務有 (275㎡以上)				設置義務無 (275㎡未満)	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数(注)	4,129	6,322	3,987	4,351	20	4,331	142	1,971
割合	39.5%	60.5%	47.8%	52.2%	0.5%	99.5%	6.7%	93.3%

(注)消防庁調査は、GHの棟数で調査している。(調査対象数10,451棟)

#### ・設置に要した費用(1㎡あたりの単価)

価格帯(費用÷面積)	施設数	割合
9,000円未満	1,362	44.4%
9,000円以上～10,000円未満	615	20.0%
10,000円以上～11,000円未満	275	9.0%
11,000円以上	817	26.6%
合計	3,069	100.0%

② 自動火災報知設備(住宅用を除く)の設置状況及び設置に要した費用

自動火災報知設備(住宅用を除く)については、全てのGHにおいて設置が義務づけられている(※)が、調査時点での未設置が14.1%(設置の状況については消防庁調べ)。また、設置に要した費用については、100万円未満が全体の62.0%となっている。(※平成23年度末まで経過措置期間有り)

・自動火災報知設備の設置状況【消防庁調べ】

	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中
棟数(注)	8,977	1,474	25	1,449
割合	85.9%	14.1%	1.7%	98.3%

(注)消防庁調査は、GHの棟数で調査している。(調査対象数 10,451 棟)

・自動火災報知設備の設置に要した費用

設置費用	施設数	割合
50万円未満	1,003	26.1%
50万円以上～100万円未満	1,382	35.9%
100万円以上～200万円未満	1,120	29.1%
200万円以上～	341	8.9%
合計	3,846	100.0%

③ 消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況及び設置に要した費用

消防機関へ通報する火災報知設備については、GHの大部分において設置が義務づけられている(※)が、調査時点での未設置が27.0%(設置の状況については消防庁調べ)。また、設置に要した費用については、30万円未満が全体の56.0%となっている。(※平成23年度末まで経過措置期間有り)

・消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況【消防庁調べ】

	設置合計		設置義務有				設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数(注)	7,634	2,817	7,602	2,739	22	2,717	32	78
割合	73.0%	27.0%	73.5%	26.5%	0.8%	99.2%	29.1%	70.9%

(注)消防庁調査は、GHの棟数で調査している。(調査対象数 10,451 棟)

・消防機関へ通報する火災報知設備の設置に要した費用

費用	施設数	割合
10万円未満	323	9.8%
10万円以上～30万円未満	1,523	46.2%
30万円以上～50万円未満	773	23.4%
50万円以上～100万円未満	436	13.2%
100万円以上	244	7.4%
合計	3,299	100.0%

(2)建物形態の状況について(単独・併設の別)

GHの建物形態としては、GH単独で設置されているものが64.6%、他の介護事業所等と併設しているGHが35.4%となっている。

・単独・併設の別

	施設数	割合
単独型	6,421	64.6%
併設型	3,523	35.4%
合計	9,944	100.0%

(3)夜間職員の勤務体制について

夜間（午前2時時点）の勤務体制の状況〔夜間の配置人数（1人・2人）の比較〕

GHでは、原則として1つのユニット（共同生活住居）に1人以上、夜勤職員を配置することとしている（ただし、2ユニットの場合は1人でも可）。調査結果では、1ユニットのGHでは1人配置が96.8%、2ユニットでは2人配置が83.5%となっている。

・ユニット別の夜間職員配置人数

	夜勤人数	施設数	割合
1ユニット	1人	3,809	96.8%
	2人	127	3.2%
	合計	3,936	100.0%
2ユニット	1人	866	16.5%
	2人	4,367	83.5%
	合計	5,233	100.0%

#### (4) 地域との連携について

##### ① 避難訓練への地域住民の参加

避難訓練については、GHの大部分において実施が義務づけられている。避難訓練の実施にあたって近隣住民の参加を求めて行っている割合は、26.5%となっている。

##### ・ 避難訓練における地域住民の参加

	施設数	割合
有	2,632	26.5%
無	7,318	73.5%
合計	9,950	100.0%

##### ② 運営推進会議の状況

運営推進会議は、地域との連携や協力を行うなどの地域との交流を図ることをひとつの目的として、おおむね2ヶ月に1回以上開催することとされている。平成21年1月～12月の開催状況についてみると、6回以上開催しているところが約半数となっている。また、運営推進会議で消防関係者について、出席又は協議をしたことがない事業所が61.0%となっている。

##### ・ 運営推進会議の開催回数

	施設数	割合
0回	374	3.8%
1～5回	4,784	48.3%
6回	4,661	47.1%
7回以上	85	0.9%
合計	9,904	100.0%

##### ・ 運営推進会議における消防関係者の参加状況

	施設数	割合
1. 運営推進会議に毎回出席した	186	1.9%
2. 運営推進会議の議題により随時出席した	711	7.2%
3. 運営推進会議への出席はないが、会議の議題により随時協議した	2,934	29.9%
4. 出席又は協議をしたことはない	5,989	61.0%
合計	9,820	100.0%

## 2. 調査結果を踏まえた対処方針について

調査結果を踏まえ、今後各省庁において当面以下の措置を講じることとする。

### 〔消防庁〕

#### (1) 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中（平成24年3月31日まで）のものにあっても早期の設置を促進する。

#### (2) 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

#### (3) 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

### 〔厚生労働省〕

#### (1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

#### (2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や、運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

### 〔国土交通省〕

#### (1) 緊急点検未完了物件の点検実施

緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。

#### (2) 建築基準法令違反の是正の徹底

建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。

※ 対処方針については、平成22年6月10日付報道発表資料「第2回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」の結果について」より、各省庁の対処方針すべてが入ったものを引用している。